



12月4日～10日は
人権週間です

国際連合は、1948年(昭和23年)に世界人権宣言を採択し、1950年(昭和25年)12月4日の第5回総会において、世界人権宣言が採択された日である12月10日を「世界人権デー」と定めました。

日本では、毎年12月4日から同月10日までを「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及に努めています。しかし、今現在も人権侵害が後を絶たず、いじめや虐待、インターネット上での誹謗中傷、企業等のハラスメント等も問題となっています。

本年も、全国的に人権啓発活動が行われます。この機会に人権について考える時間を持ってください。「思いやり」の心や「かけがえのない命」について考えてみませんか? 本町でも、人権擁護委員が広報活動などを行います。

特設人権相談

近隣、職場内のトラブル、子どもや女性をめぐる問題など人権問題全般です。人権擁護委員が相談に応じます。

【日時】 12月6日(火)
午前9時30分～11時

【場所】 智頭町総合センター

*原則、毎月第一火曜日に開設しています



問合せ先 役場総務課 ☎75-4111

老人ホームに入居できるという電話にご注意ください!

【事例】

住宅メーカーの社員を名乗る人から「新しく建設する老人ホームに入居できる。入居しない



なら他の人に名義を貸してほしい。」と電話があり、名義を貸すことを承諾した。後日、弁護士を名乗る人から電話があり「あなたは入居するつもりがないのに申し込んだので犯罪だ。違反金を支払わないと逮捕される。」と言われた。

【ここに注意!】

・実在する企業名などを名乗り「高齢者施設の入居権を譲ってあげてほしい」などと持ちかける不審な電話がかかってくるという相談が寄せられています。このような電話は詐欺です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。

・話を聞いてしまうと、さまざまなお金や口実で金銭を要求されます。一度支払ってしまうと取り戻すことは困難です。不安に感じても、話をうのみにせず、絶対にお金を払わないでください。

少しでも疑問や不安を感じたら、智頭町消費生活相談窓口にご相談ください。毎週水曜日、午前9時から午後4時まで、総合センター相談室で消費生活相談を行っています。また、電話での相談も受付ています。相談室は個室で、秘密は必ず守られますので安心して利用ください。

問合せ先 消費生活相談ダイヤル ☎71-0059